

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 グループホーム古田のおうち

# 運営規程

事業所番号 3490200312

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人もちもちの木が開設するグループホーム古田のおうち（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）は、要介護認定1～5・要支援認定2であって認知症の状態にある者に対し、適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護従業者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常を営むことができるようにするものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム古田のおうち
- (2) 所在地 広島市西区古江新町8番20号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上  
計画作成担当者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。
- (3) 看護職員 1名以上  
看護職員は、入居者の健康管理等を行う。
- (4) 介護従業者 8名以上  
介護従業者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護を提供する。

((介護予防) 認知症対応型生活介護の利用定員)

第5条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の利用定員は18名とする。(1ユニット9名)

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1)入浴、排泄、食事等の介護
- (2)日常生活の世話
- (3)機能訓練
- (4)相談、援助

(看護について)

第7条

- 1 事業所は、利用者の日常の健康管理及び看護等に関する指導を受けられるように、看護師を配置して、看護体制を整える。
- 2 医療行為の必要な利用者については、主治医の指示により看護師が看護を行う。
- 3 緊急時の他、看護業務を必要とする場合なども、昼夜問わず24時間看護師と連携し利用者の健康管理、看護等に努める。

(身体拘束について)

第8条

事業所は、利用者の行動を制限する行為を行わないとの認識をもち、これを用いない介護やその為の研修を行う。

- (1) 介護するにあたり、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、ベッドに柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行わない。
- (2) 上記の「緊急やむをえない場合」とは、下記に該当する利用者で、介護事故を回避する事が困難であり、医療機関などとの協議の上で新たな対応が行われるまでの期間において一時的な措置として、身体拘束を行わざるを得ない場合を指す。
  - ①自傷行為が極めて著しく、身体の安全を脅かす恐れのある場合。
  - ②自殺行為を行う可能性が予想される場合。
  - ③異常興奮、暴力行為が極めて著しく、通常の対応では他の利用者の身体の安全が損なわれる可能性が高い場合。
- (3) 身体拘束を行う場合は、親族等に説明を行うとともに所定の書式に同意を得た上で行う。またその経過報告を定期的に親族等へ行う。
- (4) 身体拘束を行うにあたっては、次の通りとする。
  - ①関係従業員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施等、身体的拘束等の廃止のための体制
  - ②身体的拘束等の必要性、(切迫性、非代替性、一時性)を判断するための具体的な手順
    - ・日常生活観察記録を作成する
    - ・カンファレンスにて、身体拘束などの必要性を検討し判断する

- ③身体拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等、又はその家族への説明
- ④身体拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者又はその家族への説明
- ⑤解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録

(利用者の虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第10条

- 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 利用料内訳

|     |   |
|-----|---|
| 家賃  | 個室 18室 (1ユニット9名)<br>南側 12室 2,320円/日 月額69,600円<br>北側 6室 2,270円/日 月額68,100円 |
| 敷金  | 300,000円  |
| 食費  | 朝食(450)円 昼食(670)円<br>夕食(670)円 おやつ(110)円<br>又は1日(1,900)円                   |
| その他 | 光熱水費850円/日 その他費用は規定による。   |

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。
- 4 介護給付費の支払いの根拠となる記録については、完結の日から5年間保管する。

(入居にあたっての留意事項)

第11条

- (1) 入居者は、要支援認定2・要介護認定1～5であって認知症の状態にあり、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

- (2) 入居に際しては、主治医の診断書にて認知症の状態であることを確認する。
- (3) 入居者が入院治療を要する等の事情が発生し、サービスの提供が困難と認めた場合は、適切な他の施設、病院等を紹介する。
- (4) 入居に際しては、入居者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握する。入居後は家族に毎月、前月のご様子を報告する。
- (5) 利用者の退去に際しては、利用者及び家族の希望を聞き、退去に必要な指導、援助を行う。
- (6) 利用者の退去に際しては、他の施設への情報提供及び保健医療サービス等との綿密な連携に努める。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

- 1 事業所は、介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
  - (2) 継続研修 月1回
  - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は特定非営利活動法人もちもちの木と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

一部改定、平成22年6月1日から施行する。

一部改定、平成24年4月4日から施行する。

一部改定、平成24年4月26日から施行する。

一部改定、平成26年2月11日から施行する。

一部改定 平成28年1月28日から施行する。

一部改定 平成30年6月7日から施行する。

一部改定 令和元年10月1日から施行する。

一部改定 令和2年5月1日から施行する。

一部改定 令和4年4月1日から施行する。

一部改定 令和5年4月1日から施行する。

一部改定、令和7年4月1日から施行する。

一部改定、令和8年4月1日から施行する。